

## 1. ブロック塀の高さには最大高さ 2.2mまでと制限がある。

- 控壁の有・無、埋戻す土及び基礎の形状により、その高さの限度が定められている。
  - ・ 控壁・控柱なし塀で、現場の発生土（普通の土）を埋戻す場合は、その高さ1.2m以下
  - ・ 控壁・控柱なし塀で、基礎周辺をコンクリートで固めたもの、又はそれに類するもので埋戻し十分に転圧した場合で1.6m以下
  - ・ 控壁・控柱付き塀で、改良土を埋め戻し、基礎の形状をL形及び逆T形とした場合は、その最大高さは2.2m以下

表 1 ブロック塀の高さ

塀の形	基礎の形と土質		L形・逆T形	
	普通土	改良土	普通土	改良土
控壁・控柱なし	1.2m以下	1.6m以下	1.6m以下	
控壁・控柱付き	1.4m以下	1.8m以下	1.8m以下	2.2m以下

注) 普通の土：基礎の周囲を埋め戻すとき、基礎をつくるために掘り起こした土  
 改良土：基礎周辺をコンクリートで固めたもの、又はそれに類するもの

## 2. ブロック塀の高さの測り方は、図 1 による。

- ブロック塀の高さは、低い位置の地盤面から測ること。

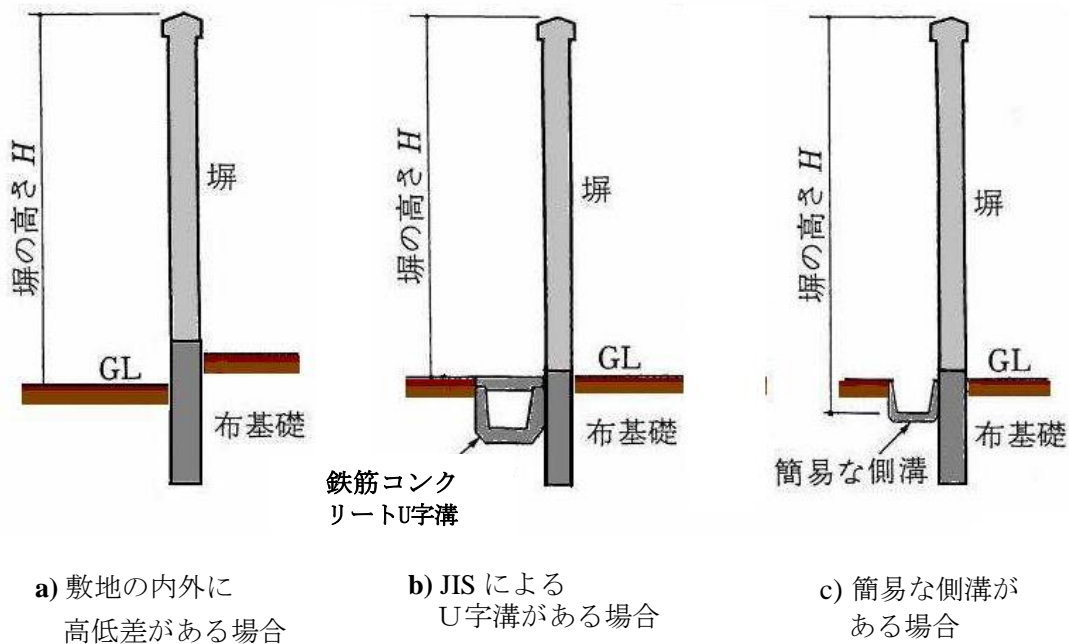


図 1 ブロック塀の高さの測り方

# 04

## － 規模 － ブロック壁体の厚さ（設計規準 3 条 2）

### 1. ブロック壁体（ブロック単体）の厚さは、ブロック塀の高さにより変わる。

- ブロックの正味厚さ 120mm では塀の高さ 2.0m 以下、正味厚さ 150mm では塀の高さ 2.2m 以下とする。
- 建築基準法施行令では、高さ 2.0m までは正味厚さ 100mm のブロックの使用が認められているが、設計規準では鉄筋に対する必要かぶり厚さとして 20mm の確保が要求されていることと耐久性を考慮してブロックの正味厚さは、120mm としている。

# 05

## － 規模 － 基礎一般（設計規準 3 条 4）

### 1. ブロック塀の基礎は布基礎とし、必ず鉄筋コンクリート造、または型枠コンクリートブロック造（以下、型枠ブロック造という）とする。

- ブロック塀壁体の下部(控壁を含む)は、必ず鉄筋コンクリート造か型枠ブロック造の布基礎とする。ブロック塀壁体を地盤の中に埋め込んだものは基礎とは認められていない。
- 基礎の形状は、図 2 による。

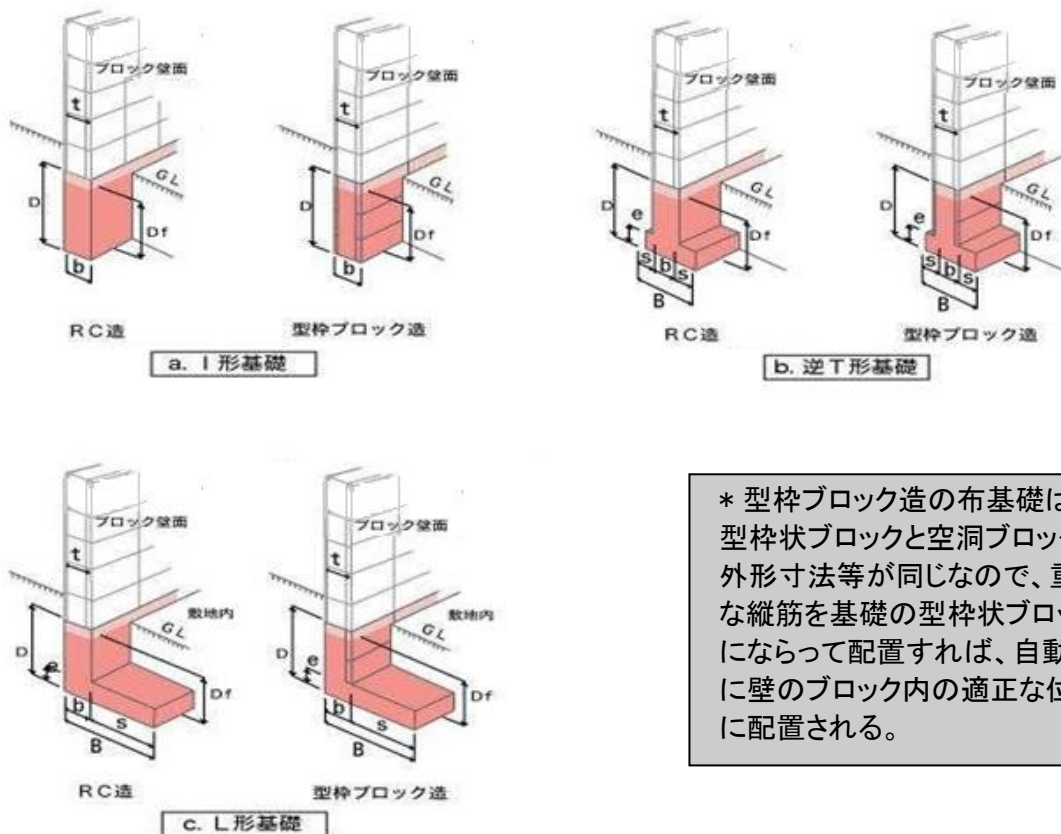


図 2 基礎の標準形状

## 2. 基礎の根入れ深さは、ブロック塀の高さと基礎の形状により変わる。

- 基礎の形状及び標準寸法は表 2 に、根入れ深さは表 3 による。
- 基礎は、地盤面より 5cm以上立ち上げる。
- 鋼管杭基礎工法(設計規準 3 条)は基礎を小さくでき、水平力に対する抵抗力が増す。

表 2 基礎の形状及び標準寸法

基礎の形状	根入れ深さ (Df)	基礎の高さ (D)	立上がり部分の幅 (b)	基礎の張り出し幅 (s)	基礎の幅 (B)	張り出し部分厚さ (e)
I 形	高さ、基礎の形状により図2の寸法以上	Df+50mm程度	ブロックの厚さ(t)以上	—	—	—
逆T形				片側 130mm以上	b+260mm以上	150mm以上
L形				400mm以上	b+400mm以上	

表 3 基礎の根入れ深さの最小値 (Df)

ブロック塀の高さ (ブロック段数)	1.15m (5)	1.35m (6)	1.55m (7)	1.75m (8)	1.95m (9)	2.15m (10)
I 形基礎	350mm	390mm	400mm	490mm	—	—
L形・逆 T 形基礎	350mm				390mm	440mm

注:標準的な塀の高さ(例)=塀の高さ+50mm(基礎の地上部の高さ)+ブロック段数×200mm+100mm(かさ木部分の高さ)

# 06

## — 構造 — 控壁及び端部長さ (設計規準 4 条 1、2)

### 1. ブロック塀は、長さ方向 3.4m以上の長さになれば控壁が必要。

- 控壁は、表 1 に示すように埋戻す土質によりブロック塀の高さ 1.2m、又は1.6m超えれば必要となる。
- 控壁は、長さ方向 3.4m以内ごとに設ける。塀の端部においては800mm以内のところに設ける。
- 控壁は、突き出し長さにおいては 400mm※以上、厚さは本体の塀の厚さ以上とする。
- 控壁の部分の基礎を深く根入れをする場合は、本体の塀の布基礎の高さを小さくすることができる。(設計規準 3 条5)
- 控壁は、塀本体と同時に組積した一体の構造とする。
- 塀本体との角度45°以下で長さ600mm以上あれば控壁とすることができる。

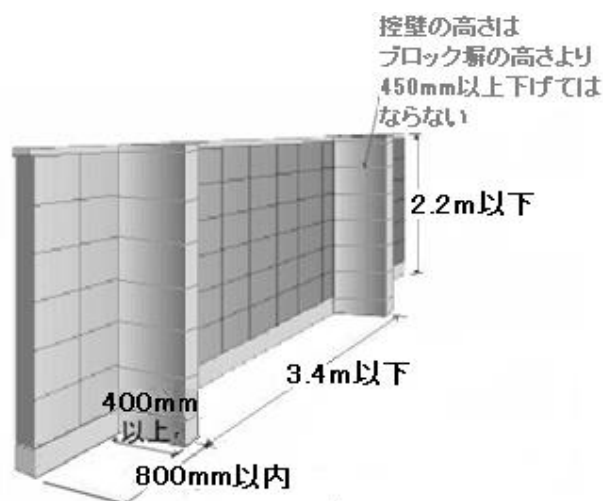


図 3 控壁の高さ及び配置

※高さ2.2mの場合、400mmでは建築基準法施行令を満足しない。